

協議第 4 9 号 合併協定項目 1 4 「一部事務組合等の取扱い」

平成 1 6 年 9 月 3 0 日

山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局

# 目 次

## 協議第49号 一部事務組合等の取扱い

調整方針案の総括比較表	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
山口・防府地区広域事務組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
養護老人ホーム秋楽園組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
山口市・秋穂町水道企業団	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
山口・小郡地域広域水道企業団	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
山口県中部環境施設組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
山口地域消防組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
宇部・阿知須公共下水道組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 0
山口県市町村職員退職手当組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
山口県市町村消防団員補償等組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
山口県市町村災害基金組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
山口県自治会館管理組合	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
一部事務組合の財産及び職員の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 2
機関の共同設置の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3
土地開発公社	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4
関係法令等	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 8

調整方針案の総括比較表

協定項目	協 定 項 目	2 市 4 町 確 認 済 調 整 案	1 市 3 町 確 認 済 調 整 案	1 市 4 町 調 整 案	資料	頁
1 4	一部事務組合等の取扱い	<p>一部事務組合</p> <p>ア．2市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。(山口市・秋穂町水道企業団、山口・小郡地域広域水道企業団)</p> <p>イ．合併の日の前日をもって関係の一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。(山口県中部環境施設組合、山口地域消防組合)</p> <p>ウ．合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。(山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合)</p> <p>エ．合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、合併の日に新市で旧市町の区域、又は新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。(山口・防府地区広域事務組合、養護老人ホーム秋楽園組合、山口県市町村災害基金組合)</p> <p>オ．合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。(山口県自治会館管理組合)</p> <p>カ．合併の日に新市と宇部市で当該組合を構成する。(合併特例法第9条の2を適用)(宇部・阿知須公共下水道組合)</p>	<p>未確認</p> <p>未確認</p> <p>未確認</p> <p>未確認</p> <p>未確認</p> <p>未確認</p>	<p>ア．1市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。(同左)</p> <p>2市4町と同じ</p> <p>2市4町と同じ</p> <p>下記 オ.ハ</p> <p>エ．合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。(同左)</p> <p>オ．合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等で当該組合を構成する。(山口・防府地区広域事務組合、養護老人ホーム秋楽園組合、山口県市町村災害基金組合、宇部・阿知須公共下水道組合)</p>	2	1～12

協定項目	協定項目	2市4町確認済調整案	1市3町確認済調整案	1市4町調整案	資料	頁
	機関の共同設置	<p>ア．山口県市町村公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。</p> <p>イ．山口市等公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、<u>新市において事務を行う。</u></p> <p>ウ．阿知須・秋穂介護認定審査会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において事務を行う。</p>	<p>未確認</p> <p>未確認</p> <p>未確認</p>	<p>2市4町と同じ</p> <p>イ．山口市等公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、<u>新市において、新市と山口・防府地区広域事務組合で公平委員会を共同設置する。</u></p> <p>2市4町と同じ</p>	2	13
	事務委託	<p>ア．ごみ処理に関する事務については、阿知須町の事務委託は当分の間継続し、<u>徳地町の事務委託は合併の日の前日をもって廃止するものとする。</u></p> <p>イ．徳地町のし尿処理に関する事務については、<u>合併の日の前日をもって、事務委託を廃止するものとする。</u></p> <p>ウ．消防業務に関する事務については、阿知須町の事務委託は当分の間継続し、<u>徳地町及び秋穂町の事務委託は合併の日の前日をもって廃止するものとする。</u></p>	<p>未確認</p> <p>未確認</p> <p>未確認</p>	<p>ア．阿知須町及び徳地町のごみ処理に関する事務については、<u>事務委託を当分の間継続するものとする。</u></p> <p>イ．徳地町のし尿処理に関する事務については、<u>事務委託を当分の間継続するものとする。</u></p> <p>ウ．阿知須町、秋穂町及び徳地町の消防業務に関する事務については、<u>事務委託を当分の間継続するものとする。</u></p>		
	土地開発公社	<p>2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の<u>3</u>土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。</p>	<p>未確認</p>	<p>1市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の<u>2</u>土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。</p>	2	14～17

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目																																					
事業名	山口・防府地区広域事務組合			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い																																				
専門部会名	企画部会	分科会名		コード	25-01-01-01																																				
現況				分析																																					
<p>一部事務組合の状況 (平成16年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合の名称</th> <th>設置年月日</th> <th>共同処理する事務</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口・防府地区広域事務組合</td> <td>H 2. 2. 1</td> <td>地域開発計画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防府市・美東町・秋芳町・阿東町</td> </tr> </tbody> </table> <p>*一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置する。</p>				組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他	山口・防府地区広域事務組合	H 2. 2. 1	地域開発計画						防府市・美東町・秋芳町・阿東町	<p>多彩な人材交流による人づくり、文化交流による地域づくりを進める上で、引き続き一部事務組合による事業実施が求められている。</p>																			
組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他																																	
山口・防府地区広域事務組合	H 2. 2. 1	地域開発計画						防府市・美東町・秋芳町・阿東町																																	
<p>山口・防府地区広域事務組合同規約(抜粋)</p> <p>1. 構成団体 山口市、防府市、徳地町、秋穂町、小郡町、美東町、秋芳町及び阿東町</p> <p>2. 共同処理する事務 ふるさと市町村圏計画の策定に関する事。 ふるさと市町村圏計画に基づく広域人材育成、活用事業及び広域文化事業の実施に関する事。 ふるさと市町村圏計画の実施についての連絡調整に関する事。</p> <p>3. 事務所の位置 山口市亀山町2番1号山口市役所内</p> <p>4. 組合の議員の定数 10人</p> <p>5. 組合の職員の状況(平成16年4月1日現在) 理事(関係市町の長) 収入役(理事長の属する市町の収入役) 監査委員2人(議員1人、学識経験1人) 事務局長1人(併任) 事務局次長1人(併任) 事務局1人(専任) 臨時職員1人</p> <p>6. 経費の支弁 負担金 均等割1/3、人口割1/3、財政規模割1/3 構成団体の負担金支出実績(一般会計運営費のみ)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>山口市</th> <th>防府市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>美東町</th> <th>秋芳町</th> <th>阿東町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>8,264,000</td> <td>7,453,000</td> <td>2,488,000</td> <td>1,390,000</td> <td>1,427,000</td> <td>1,353,000</td> <td>1,371,000</td> <td>1,447,000</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>7,530,000</td> <td>6,707,000</td> <td>2,255,000</td> <td>1,259,000</td> <td>1,288,000</td> <td>1,220,000</td> <td>1,235,000</td> <td>1,306,000</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>6,887,000</td> <td>6,063,000</td> <td>2,034,000</td> <td>1,141,000</td> <td>1,168,000</td> <td>1,112,000</td> <td>1,122,000</td> <td>1,180,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	山口市	防府市	小郡町	秋穂町	徳地町	美東町	秋芳町	阿東町	平成12年度	8,264,000	7,453,000	2,488,000	1,390,000	1,427,000	1,353,000	1,371,000	1,447,000	平成13年度	7,530,000	6,707,000	2,255,000	1,259,000	1,288,000	1,220,000	1,235,000	1,306,000	平成14年度	6,887,000	6,063,000	2,034,000	1,141,000	1,168,000	1,112,000	1,122,000	1,180,000	課題への対応	
区分	山口市	防府市	小郡町	秋穂町	徳地町	美東町	秋芳町	阿東町																																	
平成12年度	8,264,000	7,453,000	2,488,000	1,390,000	1,427,000	1,353,000	1,371,000	1,447,000																																	
平成13年度	7,530,000	6,707,000	2,255,000	1,259,000	1,288,000	1,220,000	1,235,000	1,306,000																																	
平成14年度	6,887,000	6,063,000	2,034,000	1,141,000	1,168,000	1,112,000	1,122,000	1,180,000																																	
<p>7. 事業実績(平成14年度) ・山口きらら博メモリアルリレーイベント事業、・圏域広報紙発行事業、・8タウンスタンプラリー事業(以上、特別会計)</p> <p>8. 施設の概要 該当なし</p>				<p>合併等の動向により、構成団体の変更が考えられるが、引き続き新市として組合に加入する。この場合、1市3町(山口市、小郡町、秋穂町及び徳地町)が、合併の日の前日に組合から脱退し、合併の日に、新市が当該組合に加入する。 (組合構成団体は新市、防府市、美東町、秋芳町及び阿東町の2市3町となる。)</p>																																					
調整案				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p style="text-align: right;">合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等(防府市、美東町、秋芳町、阿東町)で当該組合を構成する。</p>																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目	
事業名	養護老人ホーム秋楽園組合			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名		コード	25-01-01-01

現 況

分 析

調 整 上 の 課 題

一部事務組合の状況 (平成16年3月31日現在)

組 合 の 名 称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	そ の 他
養護老人ホーム秋楽園組合	S27. 4.30	老人ホームの維持管理業務						美東町・秋芳町

\* 一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置する。

養護老人ホーム秋楽園組規約（抜粋）

- 構成団体  
山口市、小郡町、秋穂町、徳地町、阿知須町、美東町及び秋芳町
- 共同処理する事務  
養護老人ホーム秋楽園の維持、経営及び管理に関する事務
- 事務所の位置  
秋穂町東 3993 番地 養護老人ホーム秋楽園内
- 組合の議員の定数  
6人
- 組合の職員の状況（平成16年4月1日現在）  
組合長（秋穂町長） 助役（秋穂町助役） 収入役（秋穂町助役） 監査委員2人（議員の互選）  
吏員その他の職員 園長、生活指導員2人、事務員2人、看護職員1人、栄養士1人、介護職員12人、調理員4人、パート13人、嘱託医1人

6. 経費の支弁

分担金 構成団体の分担金支出実績等

1 分担金(平成13年度)		2 負担金(平成13年度)		1 分担金(平成14年度)		2 負担金(平成14年度)	
団体名	金額(円)	団体名	金額(円)	団体名	金額(円)	団体名	金額(円)
山口市	34,441,000	山口市	76,738,521	山口市	31,561,000	山口市	79,075,322
小郡町	20,769,000	小郡町	31,091,926	小郡町	19,089,000	小郡町	29,995,567
秋穂町	10,224,000	秋穂町	41,925,678	秋穂町	9,295,000	秋穂町	41,426,149
徳地町	5,249,000	徳地町	3,589,608	徳地町	4,424,000	徳地町	3,577,122
阿知須町	9,663,000	阿知須町	3,530,203	阿知須町	8,929,000	阿知須町	3,494,502
美東町	4,753,000	美東町	11,420,743	美東町	4,051,000	美東町	8,838,681
秋芳町	4,778,000	秋芳町	5,255,675	秋芳町	4,063,000	秋芳町	5,329,466
計	89,877,000	計	173,552,354	計	81,412,000	計	171,736,809

(園舎建設費分を含む。)

7. 施設の概要

所在地 山口県吉敷郡秋穂町東3993番地 (平成7年12月1日に現園舎へ移転)  
 入所定員 100名  
 敷地面積 19,002.96㎡  
 建築構造 鉄筋コンクリート造一部2階建  
 延床面積 4,483.42㎡  
 特色 冷暖房完備、老人居室は床暖房完備、全室個室、洗面所・便所は2部屋に1カ所設置(2階部分は1部屋に1カ所設置)

新市が美東町、秋芳町と一部事務組合を構成し、引き続き業務を行う必要がある。

課 題 へ の 対 応

1市4町(山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町)が、合併の日の前日に組合から脱退し、合併の日に、新市が旧市町(山口市(仁保、小鯖、大内、南部6地区)、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町)の区域を対象地区として、当該組合に加入する。

調 整 案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 市・町の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )  
合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等(美東町、秋芳町)で当該組合を構成する。

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況					小項目	
事業名	山口市・秋穂町水道企業団					協定項目	14 一部事務組合等の取扱い		
専門部会名	水道部会	分科会名						コード	25-01-01-01
現況							分析		
一部事務組合の状況 (平成16年3月31日現在)							調整上の課題		
組合の名称		設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他
山口市・秋穂町水道企業団		S36. 1.23	水道供給事業						
* 一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置する。									
山口市・秋穂町水道企業団組規約(抜粋)									
1. 構成団体 山口市、秋穂町									
2. 共同処理する事務 山口市大字名田島、秋穂二島、陶、鑄銭司及び秋穂町の区域に係る水道事業の設置及び経営管理に関する事務									
3. 事務所の位置 山口市大字秋穂二島214番地									
4. 組合の議員の定数 10人(山口市5人、秋穂町5人)									
5. 組合の職員の状況(平成16年4月1日現在) 企業長(秋穂町長) 副企業長(山口市長) 監査委員2人(山口市、秋穂町) 吏員その他の職員(プロパー:5人)									
6. 経費の支弁 (単位:千円)									
区分	構成団体	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考				
出資金	山口市	36,714	5,214	5,214	企業団の経営の安定を目的とするもの				
	秋穂町	15,735	2,235	2,235					
基準内繰入金	山口市	3,874	1,100	2,469					
	秋穂町	1,220	32	131					
基準外繰入金	山口市	113,685	113,185	113,413					
	秋穂町	82,609	83,091	83,116					
合計	山口市	154,273	119,499	121,096					
	秋穂町	99,564	85,358	85,482					
7. 事業実績 平成14年度の業務量は、給水戸数5,526戸(山口川東2,987戸、秋穂町2,539戸) 給水人口15,510人(山口川東7,886人、秋穂町7,624人) 総配水量1,967,199m3となっている。 本年度の建設工事としては、公共下水道事業及び漁業・農業集落排水事業に伴う移設工事等が主なものである。 収益的収入の総額は522,014千円(給水収益322,942千円、他会計補助金183,764千円、受託工事収益13,920千円、その他1,388千円) 収益的支出の総額は520,108千円(受水費294,369千円、減価償却費60,095千円、支払利息54,830千円、人件費48,237千円、受託工事費13,606千円、受託費12,594千円、その他36,377千円)となっている。 また、資本的収入の総額は41,880千円(企業債13,700千円、出資金3,143千円、納付金5,985千円、他会計負担金19,052千円) 資本的支出の総額は92,560千円(建設改良費18,060千円、企業債償還金74,500千円)となっている。									
8. 施設の概要 鑄銭司配水池、秋穂中央配水池、二島着水池・配水池、秋穂着水池・配水池、事務所ほか									
							課題への対応		
新市のみが構成団体となるため、組合は消滅し、新市が直轄で事務を行う。(合併の前日をもって解散手続きを行う。) 組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。									
調整案									
<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. 市・町の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他 1市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。 また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。									

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目																																																																																																	
事業名	山口・小郡地域広域水道企業団			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い																																																																																																
専門部会名	水道部会	分科会名		コード	25-01-01-01																																																																																																
現況				分析																																																																																																	
<p>一部事務組合の状況 (平成16年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合の名称</th> <th>設置年月日</th> <th>共同処理する事務</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口・小郡地域広域水道企業団</td> <td>S54. 4. 2</td> <td>水道用水供給事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置する。</p> <p>山口・小郡地域広域水道企業団組規約(抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>構成団体 山口市、小郡町、秋穂町及び阿知須町</li> <li>共同処理する事務 水道用水供給事業</li> <li>事務所の位置 山口市大字朝田 28 番地</li> <li>組合の議員の定数 12人(山口市5人、小郡町3人、秋穂町2人、阿知須町2人)</li> <li>組合の職員状況(平成16年4月1日現在) 企業長(山口市長) 副企業長(小郡町長、秋穂町長、阿知須町長) 監査委員(秋穂町1人、阿知須町1人) 吏員その他の職員(プロパー: 13人)</li> <li>経費の支弁 (単位: 千円)</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構成団体</th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">出資金</td> <td>山口市</td> <td>90,101</td> <td>91,698</td> <td>135,950</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>24,700</td> <td>25,138</td> <td>37,269</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>17,961</td> <td>18,280</td> <td>27,101</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>19,538</td> <td>19,884</td> <td>29,480</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基準内繰入金</td> <td>山口市</td> <td>191,188</td> <td>189,232</td> <td>186,658</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>52,411</td> <td>51,875</td> <td>51,169</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>38,113</td> <td>37,723</td> <td>37,210</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>41,458</td> <td>41,034</td> <td>40,476</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基準外繰入金</td> <td>山口市</td> <td>90,508</td> <td>106,736</td> <td>130,708</td> <td rowspan="4">企業団の経営の安定を目的とするもの</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>17,118</td> <td>21,555</td> <td>25,543</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>12,448</td> <td>15,675</td> <td>18,575</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>13,540</td> <td>17,050</td> <td>20,205</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">合計</td> <td>山口市</td> <td>371,797</td> <td>387,666</td> <td>453,316</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>94,229</td> <td>98,568</td> <td>113,981</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>68,522</td> <td>71,678</td> <td>82,886</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>74,536</td> <td>77,968</td> <td>90,161</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業実績 平成14年度の年間有収水量は8,280,469m<sup>3</sup>(日平均22,686m<sup>3</sup>)で、受水団体別の供給水量は、山口市水道事業5,408,352m<sup>3</sup>、山口市・秋穂町水道企業団1,861,216m<sup>3</sup>、阿知須水道事業1,010,901m<sup>3</sup>となっている。 創設事業も平成17年度で事業を完了する運びとなっている。平成12年度から14年度までは小郡町への供給開始に向けた事業が中心であり、平成15年度から17年度の3カ年については、朝田浄水場の整備(ろ過池・沈殿池・中央監視)を進めていき、3カ年の創設事業費は1,375,380千円である。 収益的収入の総額は1,519,686千円(用水供給収益1,208,323千円、他会計補助金247,424千円、受託工事収益24,589千円、その他営業収益37,530千円) 収益的支出の総額は1,103,177千円(人件費132,556千円、運転管理業務委託70,000千円、修繕費19,769千円、動力費58,168千円、薬品費18,288千円、荒谷ダム運営負担金9,068千円、減価償却費306,007千円、支払利息428,189千円)となっている。 また、資本的収入の総額は1,343,790千円(企業債658,600千円、国庫補助金229,800千円、出資金455,390千円)、資本的支出の総額は1,880,382千円(建設改良費867,974千円、企業償還金1,012,408千円)となっている。</li> <li>施設の概要 貯水施設(荒谷ダム) 取水施設(上郷取水場) 導水施設、浄水施設(朝田浄水場) 送水施設、排水処理施設、事務所ほか</li> </ol>				組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他	山口・小郡地域広域水道企業団	S54. 4. 2	水道用水供給事業							区分	構成団体	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考	出資金	山口市	90,101	91,698	135,950		小郡町	24,700	25,138	37,269	秋穂町	17,961	18,280	27,101	阿知須町	19,538	19,884	29,480	基準内繰入金	山口市	191,188	189,232	186,658		小郡町	52,411	51,875	51,169	秋穂町	38,113	37,723	37,210	阿知須町	41,458	41,034	40,476	基準外繰入金	山口市	90,508	106,736	130,708	企業団の経営の安定を目的とするもの	小郡町	17,118	21,555	25,543	秋穂町	12,448	15,675	18,575	阿知須町	13,540	17,050	20,205	合計	山口市	371,797	387,666	453,316		小郡町	94,229	98,568	113,981	秋穂町	68,522	71,678	82,886	阿知須町	74,536	77,968	90,161	調整上の課題	
組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他																																																																																													
山口・小郡地域広域水道企業団	S54. 4. 2	水道用水供給事業																																																																																																			
区分	構成団体	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考																																																																																																
出資金	山口市	90,101	91,698	135,950																																																																																																	
	小郡町	24,700	25,138	37,269																																																																																																	
	秋穂町	17,961	18,280	27,101																																																																																																	
	阿知須町	19,538	19,884	29,480																																																																																																	
基準内繰入金	山口市	191,188	189,232	186,658																																																																																																	
	小郡町	52,411	51,875	51,169																																																																																																	
	秋穂町	38,113	37,723	37,210																																																																																																	
	阿知須町	41,458	41,034	40,476																																																																																																	
基準外繰入金	山口市	90,508	106,736	130,708	企業団の経営の安定を目的とするもの																																																																																																
	小郡町	17,118	21,555	25,543																																																																																																	
	秋穂町	12,448	15,675	18,575																																																																																																	
	阿知須町	13,540	17,050	20,205																																																																																																	
合計	山口市	371,797	387,666	453,316																																																																																																	
	小郡町	94,229	98,568	113,981																																																																																																	
	秋穂町	68,522	71,678	82,886																																																																																																	
	阿知須町	74,536	77,968	90,161																																																																																																	
				課題への対応																																																																																																	
				<p>新市のみが構成団体となるため、組合は消滅し、新市が直轄で事務を行う。(合併の前日をもって解散手続きを行う。) 組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p>																																																																																																	
				調整案																																																																																																	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 1市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。 また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p>																																																																																																	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目	
事業名	山口県中部環境施設組合			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名		コード	25-01-01-01

現

況

一部事務組合の状況

(平成16年3月31日現在)

組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他
山口県中部環境施設組合	S47. 6. 1	ごみ処理、し尿処理、火葬						阿東町

\*一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置された特別地方公共団体です。

山口県中部環境施設組合概要

- 構成団体 山口市、小郡町、秋穂町及び阿東町
- 共同処理する事務
  - ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
  - 火葬場の設置、管理及び運営に関する事務
- 事務所の位置 山口市大字朝田28番地
- 組合の議員の定数 12人
- 組合の職員の状況(平成16年4月1日現在)

特別職：管理者(関係市町の長の互選) 副管理者3人(管理者以外の関係市町の長) 収入役、監査委員2人(議員1人、有識者1人)  
 一般職：職員 61名(事務局長 1名、事務局次長 1名、総務課 6名、清掃工場 40名、旧清掃工場 1名、環境センター 12名)

6. 経費の支弁

構成団体負担金支出実績

単位：千円

年度	12	13	14
山口市	1,499,517	1,808,142	1,913,419
小郡町	268,736	349,480	369,318
秋穂町	70,941	88,032	97,565
阿東町	46,168	50,400	57,521
合計	1,885,362	2,296,054	2,437,823

歳入

単位：千円

	12	13	14
負担金	1,885,362	2,296,054	2,437,823
負担金以外	226,101	441,532	340,452
使用料及び手数料	137,790	144,929	150,770
国庫支出金	-	46,039	15,359
財産収入	114	114	2
繰入金	-	719	3,254
繰越金	47,364	24,718	41,276
諸収入	40,833	38,813	40,891
組合債	-	186,200	88,900
歳入合計	2,111,463	2,737,586	2,778,275

7. 事業実績

	13	14
ごみ処理量	60,207t	62,224t
し尿処理量	72,197kl	67,620kl
火葬件数	484件	537件

8. 施設の概要

(1) ごみ処理施設

名称 山口県中部環境施設組合清掃工場(愛称：中部クリーンセンター)  
 位置 山口市大字大内御堀字上長谷  
 施設規模 220 t/日(110 t/日 × 2 炉)

(2) し尿処理施設

名称 山口県中部環境センター  
 位置 山口県吉敷郡小郡町大字上郷2200番地  
 施設規模 160kl/日(し尿：110kl/日、浄化槽汚泥 50kl/日)

(3) 火葬施設

名称 浄明苑  
 位置 山口市大字嘉川5500番地  
 設備内容 火葬炉 4基、汚物炉 1基

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目	
事業名	山口県中部環境施設組合			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名		分科会名		コード	25-01-01-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>・合併の枠組み以外の自治体である阿東町が構成団体として加わっている。</p> <p>・組合において採用した職員の処遇への対応が必要である。</p> <p>(参考)</p> <p>・阿知須町は、ごみ処理を宇部市に委託している。</p> <p>・徳地町は、ごみ処理及びし尿処理を防府市に委託している。</p>		<p>・阿東町は、新市に業務委託することにより引き続きごみ及びし尿の処理を行う。</p> <p>・収集、処理を一体化し、新市で行ったほうが効率的でもあるため、合併の前日をもって山口県中部環境施設組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>なお、処理能力の関係から、現行の処理区域のまま事務を行う。</p> <p>(参考)</p> <p>・阿知須町のごみ処理、徳地町のごみ処理、し尿処理については、既存施設の処理能力等関係から、当分の間、現行どおり宇部市、防府市に委託し、将来的には、新市で対応する方向で検討する。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他                  合併の日の前日をもって一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。                  なお、ごみの処理区域は当分の間現行どおりとする。</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目																																																									
事業名	山口地域消防組合			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い																																																								
専門部会名	総務部会	分科会名		コード	25-01-01-01 (15-01-01-10)																																																								
現況				分析																																																									
一部事務組合の状況 (平成16年3月31日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合の名称</th> <th>設置年月日</th> <th>共同処理する事務</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口地域消防組合</td> <td>H1.4.1</td> <td>火災予防、消防活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>阿東町</td> </tr> </tbody> </table> *一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置する。				組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他	山口地域消防組合	H1.4.1	火災予防、消防活動						阿東町	1 合併構成市町以外である阿東町が構成団体となっている一部事務組合である。 2 組合において採用した職員の処遇への対応が必要である。																																							
組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他																																																					
山口地域消防組合	H1.4.1	火災予防、消防活動						阿東町																																																					
山口地域消防組合理約(抜粋) 1. 構成団体 山口市、小郡町及び阿東町 2. 共同処理する事務 消防に関する事務(消防団に関する事務並びに消防水利の設置、維持及び管理に関する事務を除く。) 3. 事務所の位置 山口市亀山町2番1号 4. 組合の議員の定数 12人(山口市 7人 小郡町 3人 阿東町 2人) 5. 組合の職員の状況 (平成16年4月1日現在) 職員 定数179人(内、消防吏員178人、事務吏員1人<山口市から派遣>) 監査委員 2人 定数外 2人(内、山口県に派遣1人、山口市に派遣1人) 6. 経費の支弁 (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">山口市</td> <td>組合負担割合</td> <td>1,050,525</td> <td>969,878</td> <td>1,044,788</td> </tr> <tr> <td>山口・小郡負担分</td> <td>0</td> <td>63,413</td> <td>65,529</td> </tr> <tr> <td>単独負担分</td> <td>37,497</td> <td>40,333</td> <td>36,967</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,088,022</td> <td>1,073,624</td> <td>1,147,284</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小郡町</td> <td>組合負担割合</td> <td>234,993</td> <td>217,129</td> <td>228,421</td> </tr> <tr> <td>山口・小郡負担分</td> <td>0</td> <td>14,195</td> <td>14,326</td> </tr> <tr> <td>単独負担分</td> <td>20,853</td> <td>11,210</td> <td>10,576</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>255,846</td> <td>242,534</td> <td>253,323</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">阿東町</td> <td>組合負担割合</td> <td></td> <td>122,577</td> <td>123,006</td> </tr> <tr> <td>単独負担分</td> <td></td> <td>243,876</td> <td>16,103</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>366,453</td> <td>139,109</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,343,868</td> <td>1,682,611</td> <td>1,539,716</td> </tr> </tbody> </table>						平成12年度	平成13年度	平成14年度	山口市	組合負担割合	1,050,525	969,878	1,044,788	山口・小郡負担分	0	63,413	65,529	単独負担分	37,497	40,333	36,967	計	1,088,022	1,073,624	1,147,284	小郡町	組合負担割合	234,993	217,129	228,421	山口・小郡負担分	0	14,195	14,326	単独負担分	20,853	11,210	10,576	計	255,846	242,534	253,323	阿東町	組合負担割合		122,577	123,006	単独負担分		243,876	16,103	計		366,453	139,109	合計	1,343,868	1,682,611	1,539,716	課題への対応	
		平成12年度	平成13年度	平成14年度																																																									
山口市	組合負担割合	1,050,525	969,878	1,044,788																																																									
	山口・小郡負担分	0	63,413	65,529																																																									
	単独負担分	37,497	40,333	36,967																																																									
	計	1,088,022	1,073,624	1,147,284																																																									
小郡町	組合負担割合	234,993	217,129	228,421																																																									
	山口・小郡負担分	0	14,195	14,326																																																									
	単独負担分	20,853	11,210	10,576																																																									
	計	255,846	242,534	253,323																																																									
阿東町	組合負担割合		122,577	123,006																																																									
	単独負担分		243,876	16,103																																																									
	計		366,453	139,109																																																									
	合計	1,343,868	1,682,611	1,539,716																																																									
				新市と阿東町とでは規模の差が大きいため、一部事務組合を構成するより事務委託方式の方が適している。 合併の日の前日をもって組合を解散し、新市において事務を行うとともに、阿東町については事務を受託する。 ただし、阿東町の財政的な負担が大きくなるように配慮することを前提に、合併前までに業務内容や委託料算定基準等を決めておく必要がある。 また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。																																																									
				調整案																																																									
7. 事業実績 (H14年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業費</th> <th>事業名</th> <th>事業費</th> <th>(H14年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梯子付消防ポンプ自動車の更新配備</td> <td>172,602千円</td> <td>消防緊急通信指令システムの地図データの更新</td> <td>3,360千円</td> <td>救急件数 5,350件</td> </tr> <tr> <td>指令車の更新配備</td> <td>3,387千円</td> <td>空気呼吸器及び空気ポンベの更新配備</td> <td>1,323千円</td> <td>救助件数 65件</td> </tr> <tr> <td>高規格救急自動車の更新配備</td> <td>31,500千円</td> <td>消防職員の教育訓練の充実(救急救命士育成ほか)</td> <td></td> <td>火災件数 61件</td> </tr> <tr> <td>防火広報車の更新配備</td> <td>2,039千円</td> <td>防火管理体制の充実強化ほか</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業名	事業費	事業名	事業費	(H14年度)	梯子付消防ポンプ自動車の更新配備	172,602千円	消防緊急通信指令システムの地図データの更新	3,360千円	救急件数 5,350件	指令車の更新配備	3,387千円	空気呼吸器及び空気ポンベの更新配備	1,323千円	救助件数 65件	高規格救急自動車の更新配備	31,500千円	消防職員の教育訓練の充実(救急救命士育成ほか)		火災件数 61件	防火広報車の更新配備	2,039千円	防火管理体制の充実強化ほか			( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 合併の日の前日をもって一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。																																
事業名	事業費	事業名	事業費	(H14年度)																																																									
梯子付消防ポンプ自動車の更新配備	172,602千円	消防緊急通信指令システムの地図データの更新	3,360千円	救急件数 5,350件																																																									
指令車の更新配備	3,387千円	空気呼吸器及び空気ポンベの更新配備	1,323千円	救助件数 65件																																																									
高規格救急自動車の更新配備	31,500千円	消防職員の教育訓練の充実(救急救命士育成ほか)		火災件数 61件																																																									
防火広報車の更新配備	2,039千円	防火管理体制の充実強化ほか																																																											
8. 施設の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>位置(所在地)</th> <th>建築年次</th> <th>床面積</th> <th>延床面積</th> <th>構造</th> <th>事業費</th> <th>財源内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央署(消防本部)</td> <td>山口市亀山町2番1号</td> <td>S50年7月</td> <td>882.46㎡(通信指令室含む)</td> <td>2,069.82㎡</td> <td>RC,S</td> <td>211,800千円</td> <td>起債、一般財源</td> </tr> <tr> <td>南署</td> <td>小郡町前田町1番16号</td> <td>H1年1月26日</td> <td>710.15㎡(消毒室含む)</td> <td>1,488.91㎡</td> <td>RC</td> <td>295,239千円</td> <td>起債、一般財源</td> </tr> <tr> <td>東出張所</td> <td>山口市大字大内長野606番地</td> <td>H5年3月20日</td> <td>587.25㎡(主及び補助訓練塔含む)</td> <td>907.25㎡</td> <td>RC</td> <td>271,227千円</td> <td>起債、一般財源</td> </tr> <tr> <td>北出張所</td> <td>阿東町大字徳佐中3170番地の3</td> <td>H13年10月12日</td> <td>613.45㎡(主訓練塔含む)</td> <td>1,039.85㎡</td> <td>RC</td> <td>357,685千円</td> <td>起債、一般財源</td> </tr> </tbody> </table>				施設名称	位置(所在地)	建築年次	床面積	延床面積	構造	事業費	財源内訳	中央署(消防本部)	山口市亀山町2番1号	S50年7月	882.46㎡(通信指令室含む)	2,069.82㎡	RC,S	211,800千円	起債、一般財源	南署	小郡町前田町1番16号	H1年1月26日	710.15㎡(消毒室含む)	1,488.91㎡	RC	295,239千円	起債、一般財源	東出張所	山口市大字大内長野606番地	H5年3月20日	587.25㎡(主及び補助訓練塔含む)	907.25㎡	RC	271,227千円	起債、一般財源	北出張所	阿東町大字徳佐中3170番地の3	H13年10月12日	613.45㎡(主訓練塔含む)	1,039.85㎡	RC	357,685千円	起債、一般財源																		
施設名称	位置(所在地)	建築年次	床面積	延床面積	構造	事業費	財源内訳																																																						
中央署(消防本部)	山口市亀山町2番1号	S50年7月	882.46㎡(通信指令室含む)	2,069.82㎡	RC,S	211,800千円	起債、一般財源																																																						
南署	小郡町前田町1番16号	H1年1月26日	710.15㎡(消毒室含む)	1,488.91㎡	RC	295,239千円	起債、一般財源																																																						
東出張所	山口市大字大内長野606番地	H5年3月20日	587.25㎡(主及び補助訓練塔含む)	907.25㎡	RC	271,227千円	起債、一般財源																																																						
北出張所	阿東町大字徳佐中3170番地の3	H13年10月12日	613.45㎡(主訓練塔含む)	1,039.85㎡	RC	357,685千円	起債、一般財源																																																						

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	小項目																																			
事業名	宇部・阿知須公共下水道組合			協定項目	14 一部事務組合等の取扱い																																		
専門部会名	建設部会	分科会名		コード	25-01-01-01																																		
現況				分析																																			
<p>一部事務組合の状況 (平成16年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合の名称</th> <th>設置年月日</th> <th>共同処理する事務</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇部・阿知須公共下水道組合</td> <td>H 3. 5. 1</td> <td>公共下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>宇部市</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 一部事務組合とは、普通地方公共団体等の事務の一部等を共同処理するために設置する。</p>				組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他	宇部・阿知須公共下水道組合	H 3. 5. 1	公共下水道						宇部市	調整上の課題																	
組合の名称	設置年月日	共同処理する事務	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他																															
宇部・阿知須公共下水道組合	H 3. 5. 1	公共下水道						宇部市																															
<p>宇部・阿知須公共下水道組規約(抜粋)</p> <p>1. 構成団体 宇部市、阿知須町</p> <p>2. 共同処理する事務 公共下水道に関する事務</p> <p>3. 事務所の位置 吉敷郡阿知須町 509-9</p> <p>4. 組合の議員の定数 9人(阿知須町4人 宇部市5人)</p> <p>5. 組合の職員の状況(平成16年4月1日現在) 管理者(阿知須町長) 副管理者(宇部市長) 収入役(阿知須町助役) 監査委員2人(議員1人、有識者1人) 職員(阿知須町3人 宇部市9人) その他の職員(嘱託員:2人)</p> <p>6. 経費の支弁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構成団体</th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基準内繰入金</td> <td>阿知須町</td> <td>62,158</td> <td>66,655</td> <td>52,156</td> <td rowspan="6">組合の経営の安定を目的とするもの</td> </tr> <tr> <td>宇部市</td> <td>121,701</td> <td>131,139</td> <td>88,134</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準外繰入金</td> <td>阿知須町</td> <td>7,560</td> <td>43,924</td> <td>112,015</td> </tr> <tr> <td>宇部市</td> <td>189,353</td> <td>87,372</td> <td>239,257</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>阿知須町</td> <td>69,718</td> <td>110,579</td> <td>164,171</td> </tr> <tr> <td>宇部市</td> <td>311,054</td> <td>218,511</td> <td>327,391</td> </tr> </tbody> </table>				区分	構成団体	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考	基準内繰入金	阿知須町	62,158	66,655	52,156	組合の経営の安定を目的とするもの	宇部市	121,701	131,139	88,134	基準外繰入金	阿知須町	7,560	43,924	112,015	宇部市	189,353	87,372	239,257	合計	阿知須町	69,718	110,579	164,171	宇部市	311,054	218,511	327,391	課題への対応	
区分	構成団体	平成12年度	平成13年度	平成14年度	備考																																		
基準内繰入金	阿知須町	62,158	66,655	52,156	組合の経営の安定を目的とするもの																																		
	宇部市	121,701	131,139	88,134																																			
基準外繰入金	阿知須町	7,560	43,924	112,015																																			
	宇部市	189,353	87,372	239,257																																			
合計	阿知須町	69,718	110,579	164,171																																			
	宇部市	311,054	218,511	327,391																																			
<p>7. 事業実績 本組合の公共下水道事業は事業計画面積を453haとし事業認可を受け事業を進めている。 平成14年度末の整備面積は既認可453haのうち約212haであるが、そのうち阿知須町区域については、既認可192haのうち約108haとなっている。 平成14年度の決算額は歳入1,626,936千円に対し、歳出1,625,536千円であり、差し引き1,400千円を既収入一般財源として翌年度に繰り越している。</p> <p>8. 施設の概要 阿知須浄化センター、砂合ポンプ場、岐波ポンプ場、吉田ポンプ場</p>				調整案																																			
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 市・町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他 合併の日に新市と宇部市で当該組合を構成する。</p>																																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	一部事務組合等	中項目	一部事務組合の状況	協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
事業名	山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合、山口県市町村災害基金組合、山口県自治会館管理組合				
専門部会名	総務部会、財務部会	分科会名		コード	25-01-01-01

現 況 等

(平成16年3月31日現在)

名称	山口県市町村職員退職手当組合	山口県市町村消防団員補償等組合	山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合	山口県市町村災害基金組合	山口県自治会館管理組合
設立年月日	昭和33年4月1日	昭和28年6月1日	昭和43年4月1日	昭和35年7月18日	昭和52年4月1日
構成団体	40町村23組合	3市40町村4組合	40町村28組合1広域連合	県内全市町村	県内全町村
組織役員	組合長、副組合長2人	組合長、副組合長2人	組合長、副組合長2人	組合長、副組合長	組合長、副組合長2人
事務局	事務局長(町村会事務局長兼務)職員4人	事務局長(町村会事務局長兼務)職員5人	事務局長(町村会事務局長兼務)職員(他団体職員兼務)	事務局長(町村会事務局長兼務)職員(他団体職員兼務)	事務局長(町村会事務局長兼務)職員2人
目的等	退職手当の支給は、一時的多額の財源を必要とするため、町村財政に及ぼす圧迫の排除を図るとともに、町村間における退職手当不均衡の是正、町村職員の福利向上及び経常的経費の節減を図り、財政運営の健全化に資する。	消防団員が後顧の憂いなく消防任務に挺身できるように補償制度を確立するため、市町村の消防団員公務災害補償に関する互助組織を創設することとなり、この災害補償事務を共同処理する。	非常勤職員の災害補償の統一的専門的実施体制の確立、補償の迅速かつ公正な実施の確保、また事務の効率化の観点から共同処理する。	市町村が災害対策のために行う積立金に関する事務を共同処理し、財政運営の健全化に資する。	町村の議員及び職員の研修、福利厚生等を行うため、山口県自治会館の取得並びに管理に関する事務を共同処理する。
主要事業	町村長、助役、収入役、教育長及び非常勤職員の退職手当の支給事務	非常勤消防団員及び消防作業従事者等の公務災害補償費の支給 非常勤消防団員の退職報償金の支給 非常勤消防団員及び消防職員の賞しゅつ金の支給	議会議員、行政委員会委員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償事務	災害復旧事業費等に充てるため、基金の処分、交付単年度内での災害復旧事業費等の貸付 銀行との協調融資により、低利率融資の斡旋 消防防災施設整備資金の貸付	自治会館の取得 自治会館の維持管理 町村議会議員の研修

調 整 案

山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。

山口県市町村災害基金組合については、合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等(県内全市町村)で、当該組合を構成する。

山口県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。

～ 一部事務組合の財産及び職員の状況 ～

(平成14年度末現在、職員については平成16年4月1日現在)

名称	山口・防府地区 広域事務組合	養護老人ホーム 秋楽園組合	山口市・秋穂町 水道企業団	山口・小郡地域 広域水道企業団	山口県中部環境 施設組合	山口地域消防組合	宇部・阿知須 公共下水道組合
公有財産	有価証券 399,000千円	土地13,002.96㎡ 建物4,483.42㎡ 旧園舎用地 1,485㎡	土地4,878.00㎡ 建物210.00㎡	土地85,190.46㎡ 建物7,527.86㎡	土地114,374㎡ 建物20,706㎡ 山林74,808㎡ (うち立木392㎡)	土地3,892.09㎡ 建物3,984.07㎡	土地44,516.97㎡ 建物3,674.02㎡
物品 (1件3百万円以上)	なし	なし	なし	なし	普通貨物自動車4台	広報車1台 マイクロバス1台 消防車16台 救急車7台 学童シュミレーター1台 画像探索機1台 移動式高圧空気圧縮機1台	なし
債権	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
基金	ふるさと振興基金 601,000千円 退職手当基金 8,541千円	なし	なし	なし	退職手当基金 120,846千円	なし	なし
地方債 (企業債)	なし	厚生福祉施設整備事業 537,224千円	上水道事業債 1,101,241千円	上水道事業債 (創設事業) 11,505,170千円	一般廃棄物処理事業債 8,907,698千円	一般単独事業債 1,034,975千円	下水道事業債 7,023,925千円
債務負担行為	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
職員	1人 (定員2人) 内訳 (山口市派遣1人) (プロパー0人)	23人 (定員24人) 内訳 (秋穂町派遣1人) (プロパー22人)	5人 (定員7人) 内訳 (派遣0人) (プロパー5人)	13人 (定員20人) 内訳 (山口市派遣5人) (プロパー13人 うち5人派遣)	61人 (定員61人、定数外再任用0人) 内訳 (山口市派遣18人) (プロパー43人)	179人 (定員179人) 内訳 (山口市派遣1人) (プロパー178人) 定数外2人 内訳 (山口県へ派遣1人) (山口市へ派遣1人)	12人 (定員13人) 内訳 (阿知須町派遣3人) (宇部市派遣9人) (プロパー0人)

～ 機関の共同設置の状況 ～

(平成16年3月31日現在)

機関の名称	山口県市町村公平委員会	山口市等公平委員会	阿知須・秋穂介護認定審査会
処理する事務	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。	介護認定審査に係る事務
執務場所	山口市内	山口市亀山町2番1号 山口市役所内	阿知須町2743番地 阿知須町役場内
委員の選任	関係地方公共団体の長が協議により定めた委員の候補者について、山口県市町村消防団員補償等組合の組合長が消防補償組合の議会の同意を得て選任する。	山口市長が山口市議会の同意を得て選任する。	関係町長が協議により定める候補者について、阿知須町長が選任する。定数10人。
事務職員の状況	公平委員会の事務を補助する消防補償組合の職員の定数は、関係地方公共団体の長が協議して定める。	定数1人	阿知須町職員
経費の支弁	負担金は、関係地方公共団体の長が協議して定める。	負担金は、関係地方公共団体の職員数に比例して定める。	負担金は、関係町長が協議して定める。

内容については、共同設置の規約より転載している。

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の組織・機構
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-01-01

現 況

1 役員 の 状況

平成16年3月31日現在

	山口市土地開発公社	小郡町土地開発公社	徳地町土地開発公社
理事長	助 役	助 役	助 役
副理事長	経済部長	議長	-
常任(務)理事	経済部次長	総務部長	町職員(建設課付け)
理事	市職員5人	町議会議員3人 町職員2人	町職員7人
理事・合計人数	8人	8人	9人
監事	企画財政部次長 出納室長	町監査委員2人	町監査委員1人 出納室長
監事・合計人数	2人	2人	2人

2 職員 の 状況

平成16年3月31日現在

	山口市土地開発公社	小郡町土地開発公社	徳地町土地開発公社
事務局長	商工振興課長	財務課長	常務理事兼務
職員(事務局員)	市職員2人(商工振興課)	5人(財務課、会計室)	
職員合計人数	3人	6人	1人

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の経営状況
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-02-01

現況

3 貸借対照表

平成14年4月1日から平成15年3月31日 (単位:円)

		区分	山口市	小郡町	徳地町
資産の部	流動資産	(1)現金及び預金	355,439,632	64,059,401	15,962
		(2)未収金	0	140,000	0
		(3)未収収益	0	0	0
		(4)公有用地	3,243,586,348	13,715,097	0
		(5)完成土地	0	0	0
		(6)未成土地	3,530,655,915	1,615,439,934	0
		(7)前入金	0	0	0
		(8)仮払金	0	0	0
		(9)代行用地	0	0	0
		(合計)	7,129,681,895	1,693,354,432	15,962
	固定資産(合計)	45,873,372	220,000	5,008,530	
資産合計		7,175,555,267	1,693,574,432	5,024,492	

負債の部	流動負債	(1)未払金	0	0	0
		(2)前入金	0	363,099,512	0
		(3)短期借入金	2,126,809,278	0	0
		(4)普通当金	0	0	0
		(合計)	2,126,809,278	363,099,512	0
	固定負債	(1)長期借入金	4,688,201,055	1,248,597,466	0
		(2)普通当金	0	0	0
		(3)特定当金	80,845,000	0	0
		(合計)	4,769,046,055	1,248,597,466	0
		負債合計	6,895,855,333	1,611,696,978	0

資本の部	基本金	(1)基本財産	10,000,000	5,000,000	5,000,000
		(2)運用基金(財産)	0	0	0
		基本金(基本財産)	10,000,000	5,000,000	5,000,000
	準備金	(1)前年度繰越剰余金	263,690,202	74,047,082	27,092
		(2)当年度純損失	0	0	0
		(3)当年度純利益	6,009,732	2,830,372	2,600
		準備金	269,699,934	76,877,454	24,492
	資本合計		279,699,934	81,877,454	5,024,492

4 損益計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日 (単位:円)

区分	山口市	小郡町	徳地町
事業収益	601,901,066	3,034,397	0
(1)公有地取得事業収益	497,272,549	0	0
(2)土地造成事業収益	100,701,517	0	0
(3)附帯等事業収益	3,927,000	3,034,397	0
事業原価	603,318,531	0	0
(1)公有地取得事業原価	499,259,413	0	0
(2)土地造成事業原価	100,909,118	0	0
(3)附帯等事業原価	3,150,000	0	0
事業純利益	1,417,465	3,034,397	0
販売費及び一般管理費	610,931	220,018	75,600
事業利益	2,028,396	2,814,379	75,600
事業外収益	19,207,163	15,993	73,000
(1)受取利息	13,097	15,593	3,000
(2)受取当金	0	400	0
(3)雑収益	19,194,066	0	70,000
事業外費用	11,169,035	0	0
(1)支払利息	11,169,035	0	0
経常利益	6,009,732	2,830,372	2,600
特別損失	0	0	0
(1)固定資産売却損	0	0	0
当期純利益	6,009,732	2,830,372	2,600

\*区分の土地開発公社名は省略

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の経営状況
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-02-01

現 況

5. 準備金・基本金・引当金の状況

(単位：千円)

区分	平成14年度	
山口市	準備金	269,699
	引当金	80,845
	基本金	10,000
	合計	360,544
小郡町	準備金	76,877
	引当金	0
	基本金	5,000
	合計	81,877
徳地町	準備金	24
	引当金	0
	基本金	5,000
	合計	5,024
合計	準備金	346,600
	引当金	80,845
	基本金	20,000
	合計	447,445

6. 現金預金保有額の状況

(単位：千円)

区分	平成14年度	
山口市	預金・現金	355,439
	未収金	0
	小計(A)	355,439
	未払金	0
	前受金	0
	小計(B)	0
小郡町	預金・現金	64,059
	未収金	140
	小計(A)	64,199
	未払金	0
	前受金	363,100
	小計(B)	363,100
徳地町	預金・現金	15
	未収金	0
	小計(A)	15
	未払金	0
	前受金	0
	小計(B)	0
合計	預金・現金	419,513
	未収金	140
	小計(A)	419,653
	未払金	0
	前受金	363,100
	小計(B)	363,100
差引(A-B)	56,553	

7. 保有土地、借入金、支払利息、人件費の状況

区分	平成14年度		
	面積(m <sup>2</sup> )	期末残高(千円)	
山口市	公有土地	25,180	3,243,586
	完成土地	0	0
	未成土地	290,340	3,530,655
	保有土地合計	315,520	6,774,241
	民間資金(短期)		2,126,809
	民間資金(長期)		4,688,201
	借入金合計		6,815,010
	支払利息		76,187
	人件費		0
	小郡町	公有土地	4,101
完成土地		0	0
未成土地		20,224	1,615,440
保有土地合計		24,325	1,629,155
民間資金(短期)			0
民間資金(長期)			1,248,597
借入金合計			1,248,597
支払利息			47,823
人件費			84
徳地町		公有土地	0
	完成土地	0	0
	未成土地	0	0
	保有土地合計	0	0
	民間資金(短期)		0
	民間資金(長期)		0
	借入金合計		0
	支払利息		0
	人件費		0
	合計	公有土地	29,281
完成土地		0	0
未成土地		310,564	5,146,095
保有土地合計		339,845	8,403,396
民間資金(短期)			2,126,809
民間資金(長期)			5,936,798
借入金合計			8,063,607
支払利息			124,010
人件費			84

区分の土地開発公社名は省略

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	公社等	中項目	土地開発公社の状況	小項目	土地開発公社の組織・機構及び経営状況
事業名				協定項目	14 一部事務組合等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	財産分科会	コード	26-01-01-01・26-01-02-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>公共用地の先行取得業務等は、新市のまちづくりを行うためにも、必要であると考えられることから、1市2町(山口市、小郡町、徳地町)で設立している土地開発公社を、1土地開発公社に統合する必要がある。</p>		<p>新市の土地開発公社を発足させる必要があるため、1市2町の土地開発公社のうち2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡した後、合併の前日までに解散し、新市において、残る1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p> <p>1市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。</p>	

## \* 一部事務組合等に関する法令

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

#### 機関等の共同設置関係

##### 第252条の7（機関等の共同設置）

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

～ 省略

#### 事務の委託関係

##### 第252条の14（事務の委託）

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

～ 省略

#### 一部事務組合関係

##### 第284条（組合の種類及び設置）

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

～ 省略

##### 第286条（組織、事務及び規約の変更）

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項

第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

省略

#### （参考）都道府県知事の許可が不要な変更事項

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| * 第287条第1項第1号 | 一部事務組合の名称       |
| * 第287条第1項第4号 | 一部事務組合の事務所の位置   |
| * 第287条第1項第7号 | 一部事務組合の経費の支弁の方法 |

#### 第288条（解散）

一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

#### 第289条（財産処分）

第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

### 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

#### 一部事務組合等に関する特例関係

##### 第9条の2（一部事務組合等に関する特例）

市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の（一の...削除）地方公共団体

（以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。）

と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域

連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

省略

### 第9条の3

市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

～ 省略

## 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

### 土地開発公社関係

#### 第10条（設立）

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### 第22条（解散）

土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。